

令和 6年 3月 22日

自衛隊愛知地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	ガソリン ほか9件	各地（内訳書のとおり）	6.4.1～ 6.4.30	6.3.22	6.3.29 15時00分	6.3.29 15時00分		
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒454-0003
住所：愛知県名古屋市市中川区松重町3-41
契約機関名（担当）：自衛隊愛知地方協力本部総務課会計班（担当：岡住）
電話番号・FAX番号：052-331-6266

オープンカウンター方式による見積り依頼注意事項

1 決定方式

- (1) 単価決定
- (2) 見積りは消費税抜単価及び金額を記載してください。
- (3) 単価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約相手方とします。
同価の見積をした者が2人以上ある場合は、抽選（くじ引き）により決定します。

2 契約書の作成

契約金額に応じ契約書又は請書を「駐屯地用標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出してください。
契約金額が50万円以上の場合は請書を、契約金額が150万円以上の場合は契約書を作成してください。

3 その他

- (1) 担当者氏名・連絡先電話番号を明記した上で、見積書のFAX提出、メール提出可とします。
- (2) 市価調査にご協力をお願いいたします。3/28（木）12：00までに、市価調査書に単価及び金額を記載し提出してください。（FAX・メール可）
- (3) 同等品申請は、3/28（木）12：00までに様式随意の同等品申請書を提出してください。（FAX・メール可）
- (4) 規格に関する問い合わせ先
自衛隊愛知地方協力本部 総務課管理班 担当：細谷
TEL・FAX 052-331-6266

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ￥ 単価

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
ガソリンほか9件	別紙のとおり				
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	内訳書のとおり		納 期 (履行期限)	6.4.1～6.4.30	
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間		令和6年3月29日	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和6年3月29日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

品名	規格	単位	数量	単価	金額	納地
ガソリン	仕様書のとおり	LI	900			名古屋市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	300			安城市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	250			岡崎市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	350			豊田市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	600			一宮市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	300			瀬戸市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	300			豊橋市
ガソリン	仕様書のとおり	LI	350			半田市
軽油	仕様書のとおり	LI	600			名古屋市
軽油	仕様書のとおり	LI	150			半田市
以下余白						
合計						

市 価 調 査 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

金 額 ￥ 単価

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
ガソリンほか9件	別紙のとおり				
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	内訳書のとおり		納 期 (履行期限)		6.4.1～6.4.30

広く市場価格調査を実施し、適切な価格の算定に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン（レギュラー）	作成部署	総務課管理班

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	900	6. 4. 1～6. 4. 30	名古屋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

名古屋市中川区松重町3番地41号を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部
 自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所
 自衛隊愛知地方協力本部金山募集案内所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(安城)	作成部署	安城募集案内所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	300	6. 4. 1～6. 4. 30	安城市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

安城市三河安城町1丁目10-14を中心として半径5km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部安城募集案内所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。
ただし、自衛隊愛知地方協力本部の職員がセルフ給油した際の端数についてはその限りではない。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(岡崎)	作成部署	岡崎出張所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	250	6. 4. 1～6. 4. 30	岡崎市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

岡崎市羽根町字北乾地50-1を中心として半径5km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部岡崎出張所

2. 5 給油方法

a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。

b) 給油票により給油ができること。

c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

ただし、自衛隊愛知地方協力本部の職員がセルフ給油した際の端数についてはその限りではない。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(豊田)	作成部署	豊田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	350	6. 4. 1～6. 4. 30	豊田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

豊田市喜多町3丁目5を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー) (一宮)	作成部署	一宮地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	600	6. 4. 1～6. 4. 30	一宮市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

一宮市大江2丁目1番地を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(瀬戸)	作成部署	瀬戸地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	300	6. 4. 1～6. 4. 30	瀬戸市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

瀬戸市汗干町68を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部瀬戸地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(豊橋)	作成部署	豊橋地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	300	6. 4. 1～6. 4. 30	豊橋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

豊橋市大国町111番地を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部豊橋地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0001	作成年月日	令和6年3月7日
件名	ガソリン(レギュラー)(半田)	作成部署	半田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	レギュラー	L	350	6. 4. 1～6. 4. 30	半田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

半田市宮路町200-4を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0002	作成年月日	令和6年3月7日
件名	軽油	作成部署	総務課管理班

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
軽油	軽油1号	L	600	6. 4. 1～6. 4. 30	名古屋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

名古屋市中川区松重町3番地41号を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0002	作成年月日	令和6年3月7日
件名	軽油（半田）	作成部署	半田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
軽油	軽油1号	L	150	6. 4. 1～6. 4. 30	半田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

半田市宮路町200-4を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油票により給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。